

平成24年3月30日盛岡市告示第 165号

改正

平成27年3月31日盛岡市告示第 175号

令和2年3月30日盛岡市告示第 159号

令和4年4月1日盛岡市告示第 243号

令和5年3月28日盛岡市告示第 123号

令和6年3月22日盛岡市告示第 105号

令和7年3月28日盛岡市告示第 174号

令和8年3月31日盛岡市告示第 205号

盛岡市市民協働推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市民活動団体等が行う公共の利益の増進を目的とする活動を支援することにより、市民による協働の推進に資するため、市民活動団体等が行う公募型協働推進事業に要する経費（市の他の補助事業の対象となる事業及び市以外の法人等の助成の対象となる事業を行う場合に要する経費を除く。）に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体等 市民活動を行う団体で、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的にしない団体のうち市内に主たる事務所を有し、又は市内で活動実績がある団体をいう。
- (2) 公募型協働推進事業 市民活動団体等からの企画提案により、市民活動団体等と市が協働により実施する先駆的かつ公益的な事業で、別に定めるところにより選定されたものをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、公募型協働推進事業に要する人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費その他市長が必要と認める経費とし、これに対する補助額は、当該経費が10万円未満の場合にあっては当該経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、当該経費が10万円以上12万5,000円以下の場合にあっては10万円、当該経費が12万5,000円を超える場合にあっては当該経費の5分の4に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 申請事業数

(2) 予算執行割合

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

制定文 抄

平成24年4月1日から施行する。

改正文 抄

平成27年4月1日から施行する。

改正文 抄

令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第243号抄）

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和5年告示第123号抄）

令和5年4月1日から施行する。

改正文（令和6年告示第105号抄）

令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年告示第174号抄）

令和7年4月1日から施行する。

改正文（令和8年告示第205号抄）

令和8年4月1日から施行する

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 法人又は団体の前年度の事業報告書及び決算書（設立から1年に満たない場合を除く。）	1部	
	5 その他市長が必要と認める書類		

規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写し 5 写真や印刷物等の事業結果が分かる書類 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。